

事務連絡
平成23年3月25日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$ 保育担当部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、各市町村の保育所について多くの被害を受け、また多くの方々が避難所への避難、県外への避難等を余儀なくされている状況にあります。このような緊急事態においても、子どもに必要な保育を継続的に行うという児童福祉の観点から、柔軟かつ弾力的な制度の運用が必要となります。こうした状況を受け、これまで各都道府県等から様々な疑義照会等が寄せられているところです。

このため、これまでに照会のあった事項や、今後生じる可能性のある事項について、別添のとおりQ&Aをまとめましたので、連絡いたします。

なお、本事務連絡は、「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（平成23年3月11日雇児総発0311第1号・社援総発0311第1号・障企発0311第1号・老総発0311第1号）に関する補足であることを申し添えます。

また、このほかにも疑義等があれば、隨時御照会くださいますようお願いいたします。

<照会先>
厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課
代表：03-5253-1111
直通：03-3595-2542
○全般 企画調整係 田上、高橋、渡部(内7920)
○Q14~20 運営費係 芝海、当新 (内7929)
○Q22~23 地域保育係 平山、有川、島田(内7928)

保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」 Q & A

3月25日時点

番号	区分	質問	回答
1	入所関連	被災地からの避難者が保育を希望した場合、住民登録の移転等をしなくても入所させることができるか。	被災児童の保育については、「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」(平成23年3月11日厚生労働省通知)(以下 0311号通知)に基づき、広域的調整体制の下で行うこととなり、住所変更がない場合であっても入所させることとして差し支えない。
2	入所関連	「0311号通知」の3(1)(ア)において、「措置が継続しているものとして～」とあるが、これは避難元に籍を置いたまま避難先に入所させることで出来るという意味か。	避難先において保育を行う場合、避難元の保育所は退所するものとする。避難元市町村との連絡調整が行えない場合においては、退所したものとみなして取扱うこととされたい。
3	入所関連	被災地からの避難者が保育所入所を希望した場合、「保育に欠ける認定」を行うのか。避難元で既に保育所を利用していた場合には、新たに入所決定をすることは不要か。	避難先での生活状態と、避難元での生活状態は異なるものであると考えられるため、避難先において、新たに「保育に欠ける」認定を行うこととなる。この場合、各自治体の判断において、保護者からの聞き取りのみで判断する等、手続きの簡素化を行って差し支えない。
4	入所関連	被災地からの避難者が、日中自宅等の復旧や、家族・知人の捜索等のために保育を希望する場合、「保育に欠ける」と認定してよいか。	児童福祉法施行令第二十七条において、保育に欠ける要件として、第五号 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。第六号 前各号に類する状態にあること。と規定されており、「保育に欠ける」と認定して差し支えないと考えている。
5	入所関連	被災児童が「保育に欠ける」と認定された場合、選考において特に優先するなどの配慮をしなければならないか。	当該避難世帯の状況(被災状況、保護者が復旧活動等に従事する時間、就労等の状況)を踏まえ、優先的に保育所に入所させる必要があると認められるときは、優先的な取り扱いを行うようお願いしたい。
6	入所関連	子のみを親戚等に預け、復旧等のため、両親が被災地に戻る場合、保護者は避難先の親戚等になるのか。その親戚等を基準に「保育に欠ける認定」を行うのか。	利用児童を直接に保護している保護者(この場合、親戚等)に着目して「保育に欠ける認定」を行うこととなる。なお、この場合においても、入所選考に当たり、優先的取り扱いをすべきと認められる場合には、優先的に取り扱うこととして差し支えない。

保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」 Q & A

3月25日時点

番号	区分	質問	回答
7	入所関連	震災の影響により、企業によっては休業や育児休業の延長を行うケースがあるが、現在入所している、あるいは入所する予定の児童の保護者がこのケースに当たる場合、保育の実施を解除・延長すべきか。	各自治体において、待機児童の状況や、当該企業の休業・育児休業の延長の期間等によって、個別に判断することとなるが、休業・育児休業の終了後、就労が開始されることが確実であり、かつ他の児童との間に著しい不公平が生じない限り、継続して保育する、又は予定どおり保育所に入所させることとして差し支えない。
8	入所関連	「0311号通知」の3(1)(イ)において「措置費施設等」とあるが、この等にはどこまで含まれるのか。	児童の処遇に著しい影響を生じない範囲において、児童を受け入れる体制が整っている施設を含む。
9	最低基準	震災による被害や計画停電による影響等により、自園調理が困難になるなど、最低基準に抵触してしまう恐れがあるが、保育所を休止すべきか。	今般の震災の影響により、児童福祉施設最低基準を一時的に満たすことができなくなった保育所についても、利用児童の処遇に著しく影響を与えるものでない限り、継続して保育を行うこととして差し支えない。
10	最低基準	自園調理を行うことが困難である場合、どのように対応すべきか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようなものが考えられる。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルトパウチ食品等、調理しなくとも食べられるものを利用する ・乳児のミルクについては、あらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により、保温管理を行った上で調乳する ・計画停電の時間と調理時間をずらすなど、柔軟な対応をする。 ・保護者に弁当持参の協力を求める 等 なお、この場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理の徹底に万全を期すようお願いする。
11	最低基準	被災地からの避難者の児童を保育する場合、児童福祉施設最低基準を下回ることが認められるか。	利用児童の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、被災児童の受け入れにより、最低基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えている。

保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」 Q & A

3月25日時点

番号	区分	質問	回答
12	最低基準	被災地からの避難者の児童を保育する場合、一時的な保育であるので、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月3日児保発第三号)1(1)の年間平均在所率に算入しないこととしてよいか。	被災児童の受け入れについては、年間平均在所率の計算に算入しないこととして差し支えない。
13	最低基準	被災地の援助のために保育士を派遣したいが、そのために児童福祉施設最低基準の職員配置基準を下回ることとなってもよいか。	利用児童の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応援保育士の派遣により、配置基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いしたい。
14	運営費	「0311号通知」の3(1)(ア)において「避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。」とあるが、保育所運営費も市町村間ではなく、施設同士で調整して支払うのか。	保育所運営費は、広域入所と同様市町村間で調整していただきたい。
15	運営費	「0311号通知」の3(1)(ア)において「避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。」とあるが、避難元施設がある市町村において災害被害のため、調整機能や費用負担能力が機能していない場合があるが、その場合どうしたらよいのか。	避難元施設の市町村が機能していない場合が想定できるが、その場合には、避難先市町村の住民と同様の取扱いをして頂くことや、避難元施設の機能回復後に当該市町村に費用を請求する等の方法が考えられる。
16	運営費	避難先市町村の判断において、避難先市町村の公費負担において、被災児童の保育を実施することとして良いか。	差し支えない。この場合、避難先市町村において保育所運営費の支弁を行う旨、避難元市町村と緊密な連絡調整を図るようお願いしたい。事後調整による場合も同様である。
17	運営費	震災の影響で、避難元市町村が調整機能や費用負担能力を有しておらず、避難先市町村が保育料を徴収することとなった場合、保育料の減免は可能か。	「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号)に基づき、災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更が可能である。また、避難先市町村の判断により、独自に避難先市町村の負担で保育料の減免を行うことは差し支えない。なお、避難元市町村と事後調整を行う場合は、保育料も含めての調整が必要と考えられる。

保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」 Q & A

3月25日時点

番号	区分	質問	回答
18	運営費	「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号)に基づき、災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更を行う場合、課税額の推計をどのように行うのか。	被災児童に対する当該通知の適用に当たっては、保護者からの聞き取り等簡便な方法により、該当する階層区分を決定するなど、実情に応じて柔軟に対応して差し支えない。
19	運営費	保育所が被害にあったが、3月途中からを再開した場合に保育料や保育所運営費は日割りしてよいのか。	保育の実施が行われていない施設においては、保育料は日割りで算出すること。3月中の保育所運営費については、3月中に業務を再開した場合、保育の実施が継続しているものとして支弁する。4月以降の取扱いについては、別途お示したい。
20	運営費	職員派遣要請に基づき、主任保育士を派遣した場合に主任保育士は、主任保育士業務に専従ではなくるので、主任保育士専任加算は派遣している期間減額になるのか。	当該要請に応じて主任保育士が派遣された場合は、主任保育士専任加算は主任保育士がいない期間においても、加算対象となる。
21	その他	これらの弾力的な対応を行う対象となる被災地の範囲はどこか。	施設の運営に係る弾力的取り扱い(自園調理が困難な場合等)については、それぞれの地域の実情に応じて対応することとして差し支えない。 被災者・避難者保育の実施に係る弾力的な取り扱いは、災害救助法の適用市町村における被災者・避難者(東京都等の帰宅困難者を除く)を対象とする。
22	その他	通常行っている夜間保育や延長保育が、震災による被害や計画停電による影響等により行うことが困難な場合、どのように対応すればよいか。	地域の保育に対する需要に応じ、できる限り保育を継続することが望ましいが、保護者の協力を得た上で、夜間・延長保育の短縮・休止を行うこととして差し支えない。
23	その他	被災地または被災地からの避難者の児童における保育料については「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)の規定に基づき保育料の減免を可能としているところであるが、延長保育等の多様な保育サービス(一時預かりを含む)に係る利用料の減免は可能か。	延長保育等の多様な保育サービス(一時預かりを含む)に係る利用料については、保育所(実施施設)と利用者(保護者)との契約となる場合は、市町村で特段の定めがある場合を除いては、保育所(実施施設)の判断により、利用料の減免を行うこととして差し支えない。

被災地からの避難児童の保育所受け入れフローチャート

